岐阜工業高等専門学校地域連携協力会会則

（名称）

第１条　本会は，「岐阜工業高等専門学校地域連携協力会」と称する。

（目的）

第２条　本会は，会員と岐阜工業高等専門学校（岐阜高専）との連携及び会員相互の交流を深めるとともに，岐阜高専の教育・研究に協力することを通して地域の産業並びに文化の振興を図り，もって地域社会の発展に寄与することを目的とする。

（事業）

第３条　本会は，前条の目的を達成するため，次の事業を行う。

一　地域の産業並びに文化の振興に関する事業

二　地域の産業技術の開発支援と技術の交流に関する事業

三　地域産業の人材の育成支援と人材の交流に関する事業

四　岐阜高専の教育・研究の充実と発展に関する事業

五　その他本会の目的達成に必要な事業

（会員）

第４条　本会は，次の会員をもって組織する。

一　正会員　　本会の趣旨に賛同する企業・団体・法人及び個人

二　特別会員　本会の趣旨に賛同する地方公共団体及び公益法人等

（役員）

第５条　本会に次の役員を置く。

一　会長　１名

二　副会長　３名

三　理事　若干名

四　監事　２名

２　役員の任期は２年とし，再任を妨げない。ただし，欠員が生じた場合の後任者の任期は，前任者の残任期間とする。

（役員の選任）

第６条　会長は，会員の中から総会において選出する。

２　会長は，総会の承認を得て副会長，理事及び監事を委嘱する。

（役員の職務）

第７条　役員の職務は次のとおりとする。

一　会長は，本会を代表し，会務を統括する。

二　副会長は，会長を補佐し，会長に事故があるときは，その職務を代行する。

三　理事は，事務局を組織し，本会の運営に関する事項に当たる。

四　監事は，本会の財産の状況及び業務の執行状況を監査することとし，不正の事実を発見したときは，これを総会又は役員会に報告するとともに，必要があるときは，役員会又は総会を召集することとする。

（顧問）

第８条　本会の事業を円滑に進めるために顧問を若干名置くことができる。

２　顧問は，役員会に諮り，会長がこれを委嘱する。

３　顧問は，役員会，総会において意見を述べることができる。

（会議）

第９条　本会の会議は，総会及び役員会とし，会長がこれを召集し議長となる。

２　総会は，会員をもって構成し，定期総会を毎年度１回開催する。ただし，会長が必要と認めたときは，臨時総会を開催することができる。

３　役員会は，役員をもって構成し，その過半数の出席（書面表示者及び表決委任者を含む。）をもって成立する。また，役員会は，総会に上程する議案及び重要事項を審議し，必要に応じて岐阜高専の意見を徴するものとする。

４　総会は，役員及び会員の総数の過半数（書面表示者及び表決委任者を含む。）をもって成立する。

５　総会及び役員会の議事は，出席者の過半数をもって決する。なお，可否同数の場合は，議長の決するところによる。

（委員会）

第９条の２　本会の運営及び事業等を円滑に実施するにあたって、調査、企画・立案を行うため、本会に委員会を置くことができる。

２　委員会は役員をもって構成する。必要に応じ役員以外の会員及び岐阜高専から意見を徴することができるものとする。

３　委員会で検討した事項は、役員会に報告する。

（会議の議事録）

第１０条　会議の議事については，次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

一　会議の日時及び場所

二　会議の構成員の現在数

三　議決事項

四　議事の経過

２　議事録には，出席役員の中から，その会議において選出された議事録署名者２名以上が議長とともに署名しなければならない。

（事務局）
第１１条　本会の事務局は，岐阜高専内に置く。

（運営費）
第１２条　本会の運営費は，会費，寄附金その他の収入をもって充てる。
２　会費の額等については別途定める。

（会員の入退会）
第１３条　正会員，特別会員として入会しようとするものは，入会申込書により会長に申し込むものとする。
２　会員は，本会を退会しようとするときは，会長にその旨を申し出て，その承認を受けるものとする。
３　会員が次の各号の一に該当するときは，役員会で決議して，退会させることができる。
一　本会の事業を故意又は悪意で妨害したとき。
二　本会の信用を傷つける行為をしたとき。
三　１年間本会の会費を納入しなかったとき。
四　不正の行為その他本会の会員としてふさわしくない行為をしたとき。

（会計年度）
第１４条　本会の会計年度は，毎年１月１日に始まり同年１２月３１日に終わる。

（その他）
第１５条　この会則に定めるもののほか，本会の運営に関し必要な事項は，役員会において定める。

附　則
１　この会則は，平成１９年１２月７日から施行する。
２　設立時の役員の任期は，第５条第２項の規定にかかわらず，選任された日から平成２１年１１月３０日までとする。
３　設立時の会計年度は，第１４条の規定にかかわらず，施行の日から平成２０年１１月３０日までとする。

附　則
この会則は，令和３年１月１日から施行し，令和元年１２月６日から適用する。

附　則
この会則は，令和５年７月７日から施行する。